

琴平町営駅前駐車場内跨線人道橋点検調査及び施設台帳作成業務委託仕様書

第1条（総則）

1. 本仕様書は、「琴平町営駅前駐車場内跨線人道橋点検調査及び施設台帳作成業務委託」（以下「本業務」という。）の適正な遂行を図るために必要な事項を定めるものとする。
2. 受注者（以下「受注者」という。）は、本仕様書、関係法令、および発注者（以下「町」という。）の指示に従い、誠実に本業務を遂行しなければならない。

第2条（業務概要および点検・台帳作成内容）

1. 業務名：琴平町営駅前駐車場内跨線人道橋点検調査及び施設台帳作成業務委託
2. 履行場所：琴平町営駅前駐車場内 跨線人道橋（人道専用歩道橋）
3. 履行期間：契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
4. 点検内容および調査方法：
 - 対象構造物は JR 線路を跨ぐ歩道橋（人道橋）であり、橋梁本体、床版、高欄、階段部、下部工（橋台・橋脚）、および落下防止施設等を対象とする。
 - 点検は、国土交通省が定める「横断歩道橋定期点検要領」、および必要に応じて「道路橋定期点検要領」等の最新の基準に準拠し、近接目視（必要に応じて打音検査、測定機器等を用いた調査）を確実に実施すること。
 - 構造物の変状（ひび割れ、剥離、鉄筋露出、腐食、遊離石灰、漏水、部材の欠損等）を正確に把握し、健全度を判定すること。
5. 施設台帳の作成方針（新規構築）：
 - 現行の台帳が存在しないため、今後の町における適正な維持管理および次回の定期点検等に継続して活用できる、標準的かつ汎用性の高い「施設台帳」を新規に構築すること。
 - 施設台帳には、少なくとも以下の基本項目および管理データを網羅させること。
 - ① 基礎情報（橋梁名、所在地、管理主体、架設年次、構造形式、橋長、幅員、跨る路線名等）
 - ② 構造図面・一般図（今回の調査を基にした構造概要図・求積等）
 - ③ 点検履歴・健全度記録（今回の点検結果および将来の点検結果を追記・比較できるフォーマット）
 - ④ 調査写真および劣化図（変状の位置、規模、写真番号を紐付けた記録）
 - ⑤ 特記事項・JR 協議履歴（JR 四国との境界条件、過去の合意事項、制限事項等の引き継ぎ事項）

第3条（遵守法令等）

受注者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法令、条例、規則、基準および通達等を網羅的に遵守しなければならない。

1. 地方自治関係：地方自治法、同施行令、琴平町契約規則
2. 道路・構造物関係：道路法、道路構造令、および国土交通省発刊の「横断歩道橋定期点検要領」・「道路橋定期点検要領」
3. 鉄道・安全保安関係：鉄道営業法、鉄道に関する技術基準を定める省令、その他四国旅客鉄道株式会社（以下「JR 四国」という）の保安規定、線路内立入・近接工事等に関する基準
4. 労働安全・環境関係：労働安全衛生法、労働基準法、道路交通法、その他安全確保・交通誘導に関する法令
5. 情報保護関係：個人情報保護に関する法律および琴平町個人情報保護条例

第4条（JR 四国との協議および費用負担）

1. 本跨線人道橋は JR 四国の線路をまたぐ特殊な構造物であるため、受注者は、安全かつ確実な調査を行うために JR 四国との協議、申請、および調整を行わなければならない。
2. JR 四国との協議、調整、立会、安全対策、列車見張り員、その他鉄道事業者から申し受けるすべての費用（協議手数料、立会費、安全対策費、列車見張り費等）は、すべて受注者の負担とする。
3. 受注者は、あらかじめ前項の費用を積算に含めた上で、本業務の契約を締結するものとする。

第5条（着手届および事前提出物）

1. 受注者は、契約締結後、速やかに（原則として契約締結後 7 日以内に）次の書類を作成し、町に提出しなければならない。
 - 着手届（様式任意）
 - 技術者届（管理技術者および担当技術者の氏名、経歴、保有資格を証する書面等を添付したもの）
 - 業務計画書（工程表、管理体制図、従事者名簿、安全管理計画、JR 四国との協議スケジュールを含む）
2. 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに町に変更計画書を提出し、承認を得るものとする。また、技術者に変更が生じる場合も同様に事前に町の承認を得ること。

第6条（安全管理体制）

1. 受注者は、鉄道敷地付近での作業、高所作業、および一般供用スペースに隣接する場所であることを深く認識し、万全の安全管理体制を構築しなければならない。
2. 作業員に対しては事前に十分な安全教育および教育訓練を行わせ、ヘルメット、安

全帯、その他必要な安全保護具を必ず着用させなければならない。

3. 列車運行の安全を最優先とし、JR 四国の保安上の指示・条件を厳守すること。
4. 第三者の安全を確保するため、必要に応じて適切な交通誘導員を配置し、安全区画の明示、飛散防止ネットの設置等の措置を講じること。

第 7 条（事故発生時の処置および損害賠償）

1. 万が一、業務の遂行に起因して、人身事故、物損事故、列車運行の遅延・支障、またはその他の事故が発生した場合は、受注者は直ちに負傷者の救護、二次災害の防止等必要な応急措置を講ずるとともに、町および JR 四国、警察等の関係機関に急報しなければならない。
2. 前項の事故により、町、JR 四国、または第三者に損害を与えた場合は、その損害（営業損失や信頼失墜に伴う損害等を含む）はすべて受注者の責任において賠償しなければならない。
3. 受注者は、万が一の事故に備え、あらかじめ賠償責任保険等に参加するなど、必要な措置を講じておくこと。

第 8 条（打合せおよび協議）

1. 業務の開始時、および重要な工程（点検実施前、JR 協議完了時等）の移行時には、町と受注者との間で打合せを行い、方針の確認を行うものとする。
2. 受注者は、JR 四国との協議状況や点検の進捗について、町に対し随時報告を行わなければならない。

第 9 条（成果品の提出、検査および不備への対応）

1. 受注者は、履行期間満了日（令和 9 年 3 月 31 日）までに、以下の成果品を町に提出し、検査を受けなければならない。
 - 点検調査報告書（劣化図、写真台帳、健全度判定結果含む）： 1 部
 - 施設台帳（第 2 条第 5 項に定める基本項目を網羅し、今後の維持管理・次回点検で追記・更新が可能な形式としたもの／紙媒体）： 1 部
 - 各種成果品（報告書、図面、施設台帳等）の電子データ（PDF および、町が将来的に編集・更新可能な Excel・Word 等の汎用データ形式を含む）： 一式
 - JR 四国との協議記録、合意書、安全管理に関する確認書等の写し： 一式
2. 成果品の規格、様式等については、事前に町の担当者と協議のうえ確定すること。
3. 町または検査員が前項の検査において、成果品に誤記、記載漏れ、計算違い、調査・判定の不備、その他仕様書の内容を満たさない不備を発見したときは、受注者は町の指定する期間内に、自己の責任と費用においてこれを修正または再作成し、再度検査を受けなければならない。

第 10 条（秘密の保持および個人情報の保護）

1. 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間

満了後または契約解除後においても同様とする。

2. 個人情報を取り扱う場合は、漏えい、滅失、き損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 11 条（疑義等の決定）

この仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、町と受注者が協議の上、決定するものとする。